

実用新案法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
1		<p>【<u>実用新案登録出願人</u>】</p> <p> 【<u>識別番号</u>】</p> <p> 【<u>住所又は居所</u>】</p> <p> 【<u>氏名又は名称</u>】</p> <p> (【<u>国籍</u>】)</p> <p>【<u>代理人</u>】</p> <p> 【<u>識別番号</u>】</p> <p> 【<u>住所又は居所</u>】</p> <p> 【<u>氏名又は名称</u>】</p> <p>5 5 特許印紙をはるときは、<u>左上の余白にはるものとし</u>、その下に出願手数料と登録料の合算額を括弧をして記載する。実用新案法第31条第5項ただし書及び第54条第6項ただし書の規定により、現金により出願手数料と登録料を納付したときは、「(【<u>手数料の表示</u>])」の欄の「(【<u>予納台帳番号</u>])」を「【<u>納付書番号</u>】」とし、納付書番号を記載し、電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱いの特例に関する省令(昭和52年大蔵省令第43号。以下「歳入関係事務特例省令」という。)別紙第2号の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはる。この場合において、出願手数料及び登録料は、一の納付書を使用して納付しなければならず、「【<u>納付金額</u>】」</p>	<div data-bbox="1205 336 1308 472" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 特 許 印 紙 </div> <p>(円)</p> <p>【<u>実用新案登録出願人</u>】</p> <p> 【<u>識別番号</u>】</p> <p> 【<u>住所又は居所</u>】</p> <p> 【<u>氏名又は名称</u>】 _____ , 又は 識別ラベル</p> <p> (【<u>国籍</u>】)</p> <p>【<u>代理人</u>】</p> <p> 【<u>識別番号</u>】</p> <p> 【<u>住所又は居所</u>】</p> <p> 【<u>氏名又は名称</u>】 _____ , 又は 識別ラベル</p> <p>5 5 特許印紙をはるときは、その下に出願手数料と登録料の合算額を括弧をして記載する。実用新案法第31条第5項ただし書及び第54条第6項ただし書の規定により、現金により出願手数料と登録料を納付したときは、電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱いの特例に関する省令(昭和52年大蔵省令第43号。以下「歳入関係事務特例省令」という。)別紙第2号の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはる。この場合において、出願手数料及び登録料は、一の納付書を使用して<u>納付しなければならない</u>。</p>

の欄は設けるには及ばない。

11 11 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「法の規定による法人」、外国法人にあつては「国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。

12 12 識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「【氏名又は名称】」（法人にあつては「【代表者】）」の横にはるものとする。

21 21 「【考案者】」、「【実用新案登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により実用新案登録出願人の権利について持分を記載するときは、「【実用新案登録出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「 / 」のように分数で記載し、実用新案登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される実用新案登録出願人を第一番目の「【実用新案登録出願人】」の欄に記載し、「【実用新案登録出願人】」（実用新案登録出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」の次に「【代表出願人】）」と記載する。

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍】）

11 「【氏名又は名称】」は、法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「法の規定による法人」、外国法人にあつては「国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。

12 印を押すときは識別ラベルは不要とし、識別ラベルをはるときは印は不要とする。

21 「【考案者】」、「【実用新案登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第1項の規定により実用新案登録出願人の権利について持分を記載するときは、「【実用新案登録出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「 / 」のように分数で記載し、実用新案登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される実用新案登録出願人を第一番目の「【実用新案登録出願人】」の欄に記載し、「【実用新案登録出願人】」（実用新案登録出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」の次に「【代表出願人】）」と記載する。

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍】）

、又は

識別ラベル

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は

(【国籍】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は

識別ラベル

識別ラベル

識別ラベル

22 22 代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

23 23 (略)

24 24 (略)

25 25 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項及び第21条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次

22 (略)

23 (略)

24 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項及び第21条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次

に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記載する。第1条第3項の規定により、産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号。以下「産業再生法」という。）第30条の規定による特定研究成果に係る実用新案登録を受けようとする出願であるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等の委託研究の成果に係る実用新案登録出願（平成何年度 省、委託研究、産業再生法第30条の適用を受けるもの）」のように記載する（備考11により「【その他】」の欄に当該法人の法的性質を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。

26 26 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第1項の規定により実用新案法第26条において準用する特許法第73条第2項に規定する別段の定又は法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記載するときは「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する（備考11又は備考25若しくはその双方により「【その他】」の欄に当該法人の法的性質又は国以外のすべての者の持分の割合若しくはその双方を記載するときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。

27 27（略）

28 28（略）

29 29 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、実用新案法第8条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考28に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記載する（備考11により「【その他】」の欄に当該法人の法的性質を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。

25 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第1項の規定により実用新案法第26条において準用する特許法第73条第2項に規定する別段の定又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する（備考11又は備考24若しくはその双方により「【その他】」の欄に当該法人の法的性質又は国以外のすべての者の持分の割合若しくはその双方を記載するときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。

26（略）

27（略）

28 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、実用新案法第8条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考27に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際特許出願又は国際特許出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

30 30 (略)

31 31 (略)

32 32 (略)

33 33 (略)

34 34 (略)

35 35 第23条第4項において準用する特許法施行規則第31条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する(備考37において同じ。)。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

36 36 (略)

37 37 第23条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定による場合は援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示(実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日)を、同条第2項の規定による場合は援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示(実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日)を記載する。

(削除)

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

29 (略)

30 (略)

31 (略)

32 (略)

33 (略)

34 第23条第4項において準用する特許法施行規則第31条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する(備考36において同じ。)。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

35 (略)

36 第23条第1項において準用する特許法施行規則第10条又は第10条の2の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同規則第10条第1項又は第10条の2第1項の規定による場合は援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示(実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日)を、同規則第10条第2項又は第10条の2第2項の規定による場合は援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示(実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日)を記載する。

37 代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、
「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任
した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰
り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

特 許
印 紙

(円)

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は

(【国籍】)

識別ラベル

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は

識別ラベル

2 2 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「特願 _____」、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの特許出願の番号及び年月日を記載し、実用新案法第10条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【出願番号】」には「意願 _____」、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの意匠登録出願の番号及び年月日を記載し、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項の規定による出願の分割をするときは、「【出願番号】」には、「実願 _____」、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの実用新案登録出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日提出の特許願」のようにもとの特許出願の年月日を記載し、「【出願日又は手続補正書提出日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載し、実用新案法第10条第2項の規定による出願の変更をするときは、「平成何年何月何日提出の意匠登録願意願」のようにもとの意匠登録出願の年月日を記載し、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項の規定による出願の分割をするときは、「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のようにもとの実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日又は手続補正書提出日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載する。

3 3 第23条第4項において準用する特許法施行規則第31条第2項又は第3項の規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書等の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書等の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

2 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「平成何年特許願第何号 _____」、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの特許出願の番号及び年月日を記載し、実用新案法第10条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【出願番号】」には「平成何年意匠登録願第何号 _____」、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの意匠登録出願の番号及び年月日を記載し、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項の規定による出願の分割をするときは、「【出願番号】」には、「平成何年実用新案登録願第何号 _____」、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの実用新案登録願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日提出の特許願」のようにもとの特許出願の年月日を記載し、「【出願日又は手続補正書提出日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載し、実用新案法第10条第2項の規定による出願の変更をするときは、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の年月日を記載し、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項の規定による出願の分割をするときは、「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のようにもとの実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日又は手続補正書提出日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載する。

3 第23条第4項において準用する特許法施行規則第31条第2項、第3項又は第4項の規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書等の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書等の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 1 1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。实用新案法第54条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはる。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。ただし、实用新案法第54条第9項の規定により手数料を免除されたときは、手数料を納付するには及ばない。
- 2 2 「【出願の表示】」の欄は次の要領で記載する。
イ 「【出願番号】」には、「実願 - 」のように实用新案登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし「平成何年何月何日提出の实用新案登録願」のように实用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」

特許
印紙

(円)

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 (, 又は

識別ラベル)

(【国籍】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 (, 又は

識別ラベル)

- 1 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。实用新案法第54条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはる。ただし、实用新案法第54条第7項において準用する特許法第195条の2の規定により手数料を免除されたときは、手数料を納付するには及ばない。
- 2 「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「平成何年实用新案登録願第何号」のように实用新案登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし「平成何年何月何日提出の实用新案登録願」のように实用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に

の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。

ロ 国際実用新案登録出願において、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT / / 」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「実用新案登録」と記載する。

ハ 登録後に請求するときは、「【出願の表示】」を「【実用新案登録番号】」とし、実用新案登録の番号を記載する。

6 「【請求人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

9 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、12、14、16、18、30、32から34まで、36及び37と同様とする。

記載した整理番号を記載する。また、登録後に請求するときは、「【出願の表示】」の欄を「【実用新案登録番号】」とし、実用新案登録の番号を記載する。

6 「【請求人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 (, 又は

識別ラベル)

(【国籍】)

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 (, 又は

識別ラベル)

(【国籍】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 (, 又は

識別ラベル)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 (, 又は

識別ラベル)

9 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、12、14、16、18、29、31から33まで、35及び36と同様とする。

様式第7（第8条関係）

特許 印紙

实用新案技術評価請求書

(平成 年 月 日)

(円)

特許庁長官 殿

- 1 实用新案登録出願の表示
- 2 評価の請求に係る請求項の数
- 3 評価の請求に係る請求項の表示
- 4 請求人
住所（居所）
氏名（名称）
（国籍）
- 5 代理人
住所（居所）
氏名（名称）
- 6 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 余白は、少なくとも用紙の上端、右端及び下端に各々2 cm並びに左端に2.5 cmをとるものとし、原則としてその上端及び左端については各々4 cm並びにその右端及び下端については各々3 cmを超えないものとする。
- 2 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。
- 3 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。实用新案法第54条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。ただし、实用新案法第54条第7項において準用する特許法第195条の2の規定により手数料を免除されたときは、手数料を納付するには及ばない

- 4 「「実用新案登録出願の表示」の欄には、「平成何年実用新案登録願第何号」のように実用新案登録出願の番号を記載する。ただし、実用新案登録出願の番号が通知されていないときは、「PCT / / 」のようにその国際出願番号を記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該国際出願の願書の写しを添付する。また、登録後に請求するときは、「実用新案登録出願の表示」の欄を「実用新案登録番号」とし、（平成何年実用新案登録願第何号）」
のように実用新案登録の番号を記載して、その下に実用新案登録出願の番号を括弧をして記載する。
- 5 「「評価の請求に係る請求項の表示」の欄には、「請求項1」、「請求項2」のように、評価の請求に係る請求項に付した番号を記載する。
- 6 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 7 「住所（居所）」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。
- 8 「氏名（名称）」は、法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて「 法の規定による法人」、外国法人にあつては「 国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者（管理人）の定めのある社団（財団）」のように当該法人等の法的性質を記載する。
- 9 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が行うときは、「氏名（名称）」の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
- 10 「（国籍）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍が、「住所（居所）」の欄に記載した国と同一であるときは、「（国籍）」の欄は設けるには及ばない。
- 11 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。

1 実用新案登録番号

(無効 -)

1 1 用紙は、日本工業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2 2 (略)

3 3 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことがで

12 「(平成 年 月 日)」には、なるべく提出する日を記載する。

13 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは「5 代理人」の欄の次に「6 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「 / 」のように記載する。

14 第23条第1項において準用する特許法施行規則第9条の3第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書類の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「添付書類の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。

15 第23条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類の目録」の欄に、当該証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示(実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日)を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示(実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日)を記載する。

16 訂正をしたときは、右の余白に訂正字数を書いて印を押す。

17 とじ方は、左とじとし、容易に離脱しないようにとじる。

18 その他は、様式第1の備考1と同様とする。

1 実用新案登録番号

(平成 年審判第 号)

1 (略)

きないように書く。

4 4 (略)

5 5 実用新案法第37条第1項の審判が係属している場合においては、実用新案登録番号の下に「(無効_____)」のように審判の番号を括弧をして記載する。

6 6 (略)

7 7 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。

8 8 「住所(居所)」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。

9 9 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が行うときは、「氏名(名称)」の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。

10 10 「(国籍)」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍が、「住所(居所)」の欄に記載した国と同一であるときは、「(国籍)」の欄は設けるには及ばない。

11 11 (略)

12 12 (略)

13 13 「(平成 年 月 日)」には、なるべく提出する日を記載する。

14 14 (略)

15 15 第23条第1項において準用する特許法施行規則第9条の3第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書類の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「添付書類の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。

16 16 第23条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類の目録」の欄に、当該証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示(実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日)を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示(実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出

2 (略)

3 実用新案法第37条第1項の審判が係属している場合においては、実用新案登録番号の下に「(平成何年審判第何号)」のように審判の番号を括弧をして記載する。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

日)を記載する。

17 訂正をしたときは、右の余白に訂正字数を書いて印を押す。

18 とじ方は、左とじとし、容易に離脱しないようにとじる。

(削除)

8 その他は、様式第1の備考1並びに様式第7の備考2、6、7、9、10及び12、14から18までと同様とする。

実用新案登録第 _____ 号

実願 _____

- 7 7 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から10まで、14、30及び33と同様とする。この場合において、様式第1の備考9中「【実用新案登録出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「実用新案登録出願人」とあるのは「納付者」と読み替えるものとする。

- 1 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「実願 _____」のように実用新案登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のように実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、登録後に提出するときは「【事件の表示】」の欄を「【実用新案登録番号】」とし、実用新案登録の番号を記載する。
- 5 5 第23条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出の理由】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。
- 【物件名】
- 【援用の表示】

登録第 _____ 号

平成（昭和） _____ 年実用新案登録願第 _____ 号

- 7 7 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から10まで、14、29及び32と同様とする。この場合において、様式第1の備考9中「【実用新案登録出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「実用新案登録出願人」とあるのは「納付者」と読み替えるものとする。

- 1 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「平成何年実用新案登録願第何号」のように実用新案登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のように実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、登録後に提出するときは「【事件の表示】」の欄を「【実用新案登録番号】」とし、実用新案登録の番号を記載する。
- 5 第23条第1項において準用する特許法施行規則第10条又は第10条の2の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出の理由】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設けて、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同規則第10条第1項又は第10条の2第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を、同規則第10条第2項又は第10条の2第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。
- 【物件名】

【物件名】

【援用の表示】

- 6 6 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、12、14、18及び31から34まで、様式第6の備考5並びに様式第14の備考1と同様とする。

削除

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

- 6 6 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、12、14、18及び30から33まで、様式第6の備考5並びに様式第14の備考1と同様とする。

様式第16（第21条関係）

刊行物等提出書

（平成 年 月 日）

特許庁長官 殿

1 事件の表示

2 提出者

住所（居所）

氏名（名称）

3 代理人

住所（居所）

氏名（名称）

4 提出する刊行物等

5 提出の理由

〔備考〕

- 1 「事件の表示」の欄には、「平成何年実用新案登録願第何号」のように実用新案登録出願の番号を記載する。ただし、実用新案登録出願の番号が通知されていないときは、「PCT / / 」のようにその国際出願番号を記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該国際出願の願書の写しを添付する。また、登録後に提出するときは、「事件の表示」の欄を

「実用新案登録第何号

「実用新案登録番号」とし、

のように

（平成何年実用新案登録願第何号）」

実用新案登録の番号を記載して、その下に実用新案登録出願の番号を括弧をして記載する。

- 2 「氏名（名称）」は、法人にあつては名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。
- 3 第22条第3項において準用する特許法施行規則第13条の2第4項の規定により提出者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称を省略するときは、「住所（居所）」又は「氏名（名称）」の欄に「省略」と記載する。
- 4 第23条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「提出の理由」の欄の次に「添付書類の目録」の欄を設け、当該証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。
- 5 その他は、様式第1の備考1並びに様式第7の備考1、2、6から9まで、11、12、16及び17と同様とする。